

高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが
きをつけナイト

皆のみんなで
みまもらナイト



土曜日も相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

03-3235-1334

または

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし 188



東京都消費生活総合センター

消費生活に関する
東京都の情報サイト 東京くらしWEB 検索

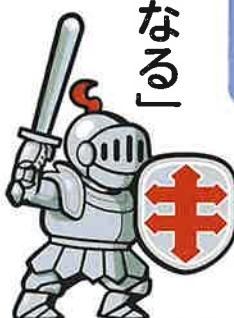
www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/



「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きを

点検商法

「このままだと大変なことになる」
など不安をあおる文句で
契約を迫られた!



きをつけ ポイント

● その場で判断しない。

● 少しでも「おかしい」と思ったら、
消費生活センターや身近な人に相談する。

みまもり ポイント

■ 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

! 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

インターネット接続回線の 契約トラブル

「安くなる」はしが、
前より高額になつた!



きをつけ ポイント

● 事業者の説明をうのみにせず、
契約内容をしっかり確認する。
● 必要がなければきっぱり断る。

みまもり ポイント

■ 見慣れない契約書や請求書が
ないか気にかける。

! 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用
がありません。電気通信事業法により「初期契
約解除制度」などの類似した制度があります。

つけ”と“みまもり”で悪質商法被害防止!

通信販売トラブル

「定期購入が条件」だった!
「お試し価格」で購入したら、



きをつけ
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

みまもり
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



! 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

架空・不当請求



身に覚えのない
請求がきた!

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

! SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

東京都消費生活総合センター
架空請求専用電話

03-3235-2400

「格安修理」のはずが、
高額請求に!
詰まりを直したいだけ
なのに...

水回り修理 トラブル



きをつけ
ポイント

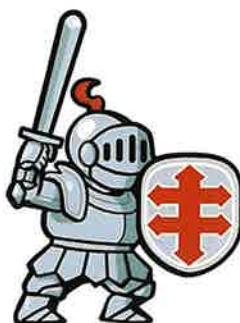
- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内で
あれば無条件で契約を解除できる制度です。

クリーリング・
オフ手続きの
手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(例外もあります)に、書面で通知します。



ハガキに書いて、両面をコピーします。
コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か
「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方(例)

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇

〇〇〇営業所 担当者〇〇

支払った代金〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日

東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号

氏名〇〇〇〇

クリーリング・オフができる場合・期間など
詳しくは消費生活センターへ

●クリーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を!



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。



東京都消費生活総合センター

※日・祝日・年末年始休み

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階

消費生活相談

03-3235-1155

受付時間：月～土曜 午前9時～午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし

188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

消費生活センターって
どんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け）、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。